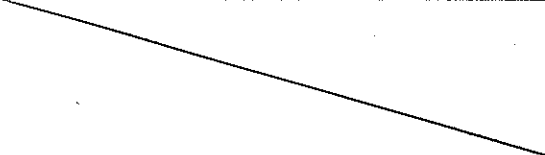
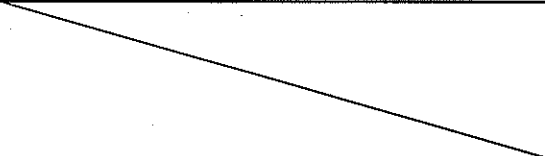


総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等について」等への
対応の実績及びその評価

	実績	評価
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 ②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 ③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	① 該当なし	
	② 国は道路運送車両法に基づき、全ての自動車ユーザーに対して検査義務を課していることから、検査法人が行っている安全・環境基準への適合性の審査業務(以下「審査業務」という。)は、民間では利益を確保しにくい地方も含め、全国一律に実施する必要がある。 さらに、民間では申請を拒否されることも有り得る改造車や特殊な構造の自動車等に対する審査業務も行わなければならないなど、独立行政法人でなければ実施が困難な業務である。 検査法人の業務は、上記のような審査業務に限定されている。	妥当であると認められる。
	③ 該当なし	
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) ②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	① 該当なし	
	② 平成20年1月から審査手数料の自己収入化を図ることにより、運営費交付金(国費)を大幅に削減したところである。	妥当な取組み状況にあると認められる。

○保有資産全般の見直し (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った賃貸の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに合う便益が得られるかどうかを慎重に検証) ③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii)効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 ④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	① 検査法人が保有する実物資産は、検査場と中央実習センターの建物、中央実習センターの用地及び自動車検査用機械器具である。 これらの実物資産は、検査法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、有用・有効なものである。また、資産規模も適切である。 なお、検査法人の業務は、国の検査・登録業務と一体不可分のものであるため、国の運輸支局等と同一敷地に立地する必要がある。	妥当であると認められる。
② 検査法人が賃貸により使用している建物と土地は、事務室と検査場敷地が該当するが、検査法人設立時に使用していたものについては、引き続き無償使用が認められている。また、当法人設立以降に建て替え工事を行ったものは、それ以降、賃貸により使用しているものである。これらの建物と土地は、当法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、有用・有効なものである。また、資産規模も適切である。 なお、検査法人の業務は、国の検査・登録業務と一体不可分のものであるため、国の運輸支局等と同一敷地に立地する必要がある。	② 検査法人が賃貸により使用している建物と土地は、事務室と検査場敷地が該当するが、検査法人設立時に使用していたものについては、引き続き無償使用が認められている。また、当法人設立以降に建て替え工事を行ったものは、それ以降、賃貸により使用しているものである。これらの建物と土地は、当法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、有用・有効なものである。また、資産規模も適切である。 なお、検査法人の業務は、国の検査・登録業務と一体不可分のものであるため、国の運輸支局等と同一敷地に立地する必要がある。	妥当であると認められる。
③ 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii)効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 ④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	③ 中央実習センター内の一部教室について、貸出に関する規定を整備し、本来業務に支障のない範囲(夏休み期間中等)で資産の有効活用に努めている。なお、「遊休資産」は存在しない。	妥当であると認められる。
④ 特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	④ 東京事務所、海外事務所については該当しない。中央実習センターでは、全国の検査官等を対象として審査業務に求められる高い専門性を維持するほか、審査業務の高度化等へ対応するために、平成21年度は37コース(230日)の研修を実施している。このように、施設の有用性・有効性は確保されており、引き続き設置し続ける必要がある。	妥当であると認められる。

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 ②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上で、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 ③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 ④積立金の規模	① 該当なし ② 現金・預金は、主に前受審査手数料として生じるものであり、未払金、退職給付引当金等の負債や資金繰りの状況等から必要最小限に保有しているものである。なお、有価証券は保有していない。 ③ 該当なし ④ 独立行政法人通則法44条第1項に基づく積立金の額は、326百万円である。(平成21年度末)	妥当であると認められる。 妥当であると認められる。
(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	該当なし	

○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ③宿舍(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	① 平成21年度から中央実習センターの管理・運営業務と、東検査部管内23事務所の自動車検査用機械器具の保守管理業務について、市場化テストにより民間競争入札を行い、アウトソーシングによる管理業務の効率化を図っている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	② 検査法人が賃貸により使用している建物と土地は、事務室と検査場敷地が該当するが、検査法人設立以降に建て替え工事が発生し、それ以降、賃貸により使用しているものである。これらの建物と土地は、検査法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、効率的に使用されている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	③ 該当なし	
	④ 中央実習センターでは、全国の検査官等を対象として研修を行っている。平成21年度は37コース(230日)の研修を実施している。	妥当であると認められる。
	⑤ 該当なし	
	⑥ 検査法人が保有する高額な機器は、4輪同時測定式自動方式検査用機器(マルチテスト)である。当該機器は日常の審査業務に使用されており稼働状況は適切である。また、一般競争入札を実施しており、経費についても適正である。	妥当であると認められる。

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	①業務上の余裕金については、平成20年11月に運用方針等を制定し、運用方針等を明確にしている。 ② 該当なし	妥当な取組み状況にあると認められる。
(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等	該当なし	
○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	① 昨年度の政独委において、特殊手当及び法定外福利費について指摘されている。 特殊手当は、従来国が行っていた審査業務が検査法人に移管されたことに伴い、国において支給されていた特殊勤務手当を廃止し、検査法人が引き継いだものである。審査業務における勤務環境の劣悪性及び危険性といった業務の特殊性は今もなお存続しており、今後も引き続き支給することとしている。なお、検査法人では安全作業マニュアルを定めることなどにより、勤務環境の改善に努めているところである。 また、法定外福利費については、いずれも国と同水準の支給であり、国民の理解を得られる範疇であることから、今後も引き続き給付することとしている。 ② 検査法人に互助組織は存在しない。また、食事補助の支出は検査法人設立時から行っておらず、国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止については、いずれも守られている。	妥当であると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。

⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況	③ 国家公務員共済組合に加入しており、法律に基づいた割合を負担している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)	④ 外国旅行については支度料の定額支給を行っていたが、平成21年11月以降は、国と同様、原則、支度料を支給していない。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	⑤ 対国家公務員(行(一))との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は95.9である。	妥当であると認められる。
	⑥ 該当なし	
	⑦ 国の財政支出割合は36%、累積欠損もない。	妥当であると認められる。
	⑧ 総人件費改革の取り組みは、国家公務員に準じて人員削減を行っており、平成21年度は平成17年度と比べ2.4%の削減となっている。平成22年度は平成17年度と比べ5%以上の削減を達成できる予定である。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応	① 競争入れを一層進める観点から、総合評価方式、企画競争及び再委託の把握措置について内部規程を整備した。	妥当な取組み状況にあると認められる。
②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況		
③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。		
④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	② 競争性のない随意契約については、平成21年度61件となっており、削減目標(102件)を達成している。	妥当な取組み状況にあると認められる。

	③ 任意契約による契約において再委託割合(金額) 50%以上となる案件はない。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	④ 平成21年度の1者応札の割合は、35.4%となっており、前年度(40.4%)より減少している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	① 理事会・理事懇談会(毎週)、全国検査部長会議(年3回)、全国検査課長会議(年2回)等を開催し、その場で訓示等を行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整っている。 ② 理事長が現場事務所の巡視を行う際、理事長が直接現場職員に対して具体的に法人のミッションの周知を行っている。 ③ 検査の判定をめぐる不当要求が多く発生しているが、対応マニュアルの作成、発生時の報告体制などを整備し、適切な対応に努めるとともに、定期的に巡視、調査指導を実施するなど組織的に対応している。また、検査場構内で発生する事故の原因等を把握し、その結果を安全衛生作業マニュアルに反映する等、事故防止について組織全体で対応している。 ④ 理事長は現場事務所の巡視等において、内部統制の現状を直接確認・把握する環境が整っている。また、本部が行う調査指導の結果については、理事長報告するとともに、改善すべき課題については、期限を付して対応を求めている。改善結果については、イントラに掲載する等情報の共有化に努めている。	妥当であると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。

○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。 ②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	① 事故防止については、年度計画において数値目標を設定するとともに、毎年度安全衛生実施計画を策定している。 ② 各年度の業務実績評価の際には適切にモニタリングを行い、その結果を次の年度の安全衛生実施計画(アクションプラン)や予算に反映させている。	妥当な取組み状況にあると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。
○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 ②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 ③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	① 監事は、理事会等へ出席するほか、理事長に対してアンケート及びヒヤリングによる監査を実施する等、理事長のマネジメントに関する事項について留意されている。 ② 監事監査において把握した改善点等については、その都度理事長及び関係役員まで報告されている。 ③ 独法評価委員会及び契約監視委員会の評価を受け、かつ評価結果は、ホームページで公表しており、対外的な透明性は確保されており、かつ、事業の実効性も向上している。	妥当な取組み状況にあると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。 妥当な取組み状況にあると認められる。
○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性 ③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 ④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	① 該当なし ② 該当なし ③ 該当なし	

	④ 該当なし	
○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況	① 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについては、目標達成に向けた各年度における具体的な取組みを業務実績報告書に記載して評価を行っている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察	② 中期目標期間終了時の業務実績評価の際、業務実績評価に留まらず、必要に応じ業務の必要性や新たな業務運営体制についても考察している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ ② 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ	① 受検者へのサービス向上に資するため、受検者に対するアンケート調査を行っており、その結果については、施設及び業務の改善等に反映されている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	② リコール事案の発見や自動車高度化施設の改良に貢献した職員等22名と連続無事故等を達成した10事務所に対して業績表彰を行った。また、業務の安全性や作業性の向上についての改善意欲を高めるため、平成21年度から職場における職員の業務改善に向けた取組みを奨励・支援したところ、全国で33件の取組みが行われ、これらの取組みの中から特に優れたものについては、表彰を行うこととしている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)	該当なし	